

平成24年（ワ）第213号、同25年（ワ）第131号、同第252号

平成26年（ワ）第101号 平成27年（ワ）34号 損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外585名

被 告 東京電力株式会社

準備書面（54）

（第5次訴訟原告の訴状訂正申立書記載の請求原因に対する認否反論）

平成27年12月11日

福島地方裁判所いわき支部合1係 御中

被告訴讼代理人弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、平成27年（ワ）第34号の原告ら作成の平成27年5月14日付訴状訂正申立書記載の請求の原因事実に対して、以下のとおり、認否反論する。

第1 はじめに

本件訴訟において、原告らは、被告に対する請求の根拠として、民法709条に基づく一般不法行為責任及び原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項に基づく原子力事業者の責任を選択的に主張している（訴状訂正申立書110頁）。

被告は、福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）の運転等を行う原子力事業者であり、本件原発の運転等の際に放射性物質が漏出する事故（以下「本件事故」という。）が発生したことは認め、原告らの本訴請求についても、原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針を踏まえ、賠償に応じる方針である。

他方、原告らによる民法上的一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「被告の故意・過失」という責任要件をそれぞれ加重するものであるところ、被告が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は被告の責任原因を何ら左右しないものであり、被告の責任を基礎付けるに当たって「被告の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。

また、これらの事情に係る審理を行うことによって審理が長期化することは、迅速な賠償の実現を阻害し、原告らとの間における本件訴訟外の賠償手続においては責任原因については争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることとも大きく均衡を欠く結果となる。

そもそも、原賠法3条1項の原子力事業者の無過失責任規定は、過失責任に基

づく民法上の不法行為の規律に関する特別法として位置付けられるものであり、原子力事故の結果放出される放射性物質の影響による損害は広範囲に及び、多数の被害者が発生することが想定されるが、他方で、高度科学技術に基づく原子力発電所における過失の認定は容易ではないなどの基礎事情を踏まえて、迅速な被害救済を実現することをその趣旨とするものと解される。

したがって、我が国の法制度の下においては、原子力事故に起因する原子力損害については民法規定に優先して原賠法に基づく紛争解決が行われることが想定されていると解されるのである。

この点について判示した水戸地裁平成20年2月27日判決(判例時報2003号67頁)も、原子力事故については民法上の不法行為の規定の適用はなく、原賠法3条1項の規定のみが適用される旨判示している。

したがって、本件審理は、被告の賠償責任に関し、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害との間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

1 「第1 本件訴訟の目的と意義」(訴状訂正申立書6頁以下)について
本件訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「第2 当事者」(9頁以下)について

(1) 「1 原告ら」(9頁)について

不知。

(2) 「2 被告」(9頁)について

概ね認める。

3 「第3 原子力発電所の概要」（10頁以下）について

（1）「1 福島第一原発の概要」（10頁～11頁）について

本件原発の概要についての一般的な説明であり、被告としても事実関係については特に争うものではない。

（2）「2 原子力発電所の基本的な構造」（11頁～14頁）について

原子力発電所の基本的な構造についての一般的な説明については、被告としても事実関係については特に争うものではない。福島第一原子力発電所に関する主張については、後の原告らの主張の導入に過ぎず、認否の限りでない。

4 「第4 本件事故に至る経過」（14頁以下）について

（1）「1 原子力開発黎明期」（14頁～18頁）、「2 福島第一原発設置」（18～19頁）及び「3 相次ぐ事故」（19頁～23頁）について

日本における原子力開発の歩み、福島第一原発設置及び原発事故についての一般的説明であるが、原告らの被告に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であるため、認否の限りでない。

（2）「4 地震・津波対策の懈怠」（23頁以下）について

ア 同柱書（23頁）について

争う。

下記の（ア）～（エ）の経緯のとおり、被告には地震・津波対策の懈怠があったとはいえないものである。

（ア）本件地震及び津波の発生経緯

2011（平成23）年3月11日14時46分に発生した本件地震の震源域（岩石が破壊した領域）は、日本海溝下のプレート境界面に沿って、

岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500km、幅約200km、深さ約5kmから約40kmに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130kmで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり、震源の東側の日本海溝に近い、海底に近い場所で最大すべり量50m以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し、第二の破壊過程では海底が急激かつ大規模に跳ね上がったことにより、短周期でかつ振幅の大きい（波高が高い）津波が発生した。

さらに破壊は震源の南の福島県沖、茨城県沖に進み、やはり津波が発生したと考えられる。

上記のとおり、本件地震は、それぞれの震源域において「連動」して発生したマグニチュード9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震であり、本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し、東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波は、津波の規模を表す津波マグニチュード(Mt)で9.1とされ、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。

また、本件原発においては、宮城県沖並びに福島県沖に想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合いが強く、敷地高を大幅に上回るO.P.¹+15.5mの浸水高となったと考えられる。

(イ) 地震及び津波の想定

被告は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006（平成

¹ 本件原発の津波水位の設定にあたって採用された小名浜港工事基準面のことを指す(Onahama Peil)。小名浜港の標準水位をもって設計津波水位の基準となる海平面を定めたものであり、本件原発の設置許可申請時に設定されている。

18) 年9月に公表した新耐震設計審査指針や、同じく同委員会が1990(平成2)年8月に全面改訂を行った安全設計審査指針に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

特に津波については、社団法人土木学会（以下「土木学会」という。）が2002(平成14)年2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）が、現在に至るまで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準であり、これに基づき津波評価を行って対策を講じてきている。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要となる。

また、被告は、これらの活動と並行して、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002(平成14)年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）や、貞觀津波に関する佐竹健治氏らの分析といった知見の進展も踏まえ、土木学会・津波評価部会に波源モデル策定の検討を委託するなど、検討を進めていた。

(ウ) 本件地震及び津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞觀地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

こうした複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、以下のとおり、被告はおろか我が国どの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部は、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

2011（平成23）年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」が挙げられている。

この中央防災会議の専門部会が2011（平成23）年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の

地震発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関ですら今回のような複数震源領域における連動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかつたものである。

(エ) 本件地震及び津波対策に関するまとめ

以上のとおり、被告においては適切に地震や津波対策を講じていたものであるが、本件事故発生時点では本件地震及びそれに伴う大津波の発生は予見できなかつたものである。

イ 同4(1)ア「耐震安全性評価基準（旧指針）策定の特徴」（23頁～24頁）、イ「旧指針に基づくバックチェック」（24頁）について

原子力安全委員会が1981（昭和56）年7月に建築基準法の改正を取り入れて発電用原子炉施設の耐震設計審査指針（旧指針）を決定したこと、この旧指針自体に津波対策に関する記載がなかつたことは認める。

もっとも、この旧指針は、原子力安全委員会（ただし1978（昭和53）年までは「原子力委員会」。以下同じ。）が1970（昭和45）年に策定した「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（以下「安全設計審査指針」という。）における耐震設計に関する指針部分を別個の指針として策定したものであり、おおもとの安全設計審査指針には、考慮すべき自然条件として津波が挙げられており、「過去の記録を参照して予測される自然条件のうち最も過酷と思われる自然力に耐えること」が求められている。

そして本件原発は、安全設計審査指針を踏まえた国の審査においても、チリ地震津波による潮位により「安全性は十分確保し得るものとして認める」として設置許可を取得している。

その余の部分については、本訴訟と直接関係がないため、認否の限りでない。

ウ 同（1）ウ「新指針策定経過」（24頁～25頁）について

原子力安全委員会が2006（平成18）年9月19日に旧指針を改訂したこと、新指針においては基準地震動の見直し、活断層の評価期間の延長、鉛直方向の地震動（上下動）の個別評価、耐震重要度分類の見直しが行われ、また、津波を含む地震随伴事象について記載されたことは認める。

その余の部分については、本訴訟と直接関係がないため、認否の限りでない。

エ 同（1）エ「新指針のバックチェック」（25頁～28頁）について

原子力安全・保安院が2006（平成18）年9月20日に新指針を踏まえてバックチェックルールを策定し、これに基づき各原子力事業者に対して稼働中の発電用原子炉施設等につきバックチェックの実施等を求めたことは認め、その余は否認ないし争う。

本件地震発生当時には、東北太平洋沖のプレート境界地震の発生域においてそれぞれの領域をまたがるような領域運動型の巨大地震及び当該地震に伴う津波が発生することについては想定されておらず、また、バックチェックに際して、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについても特に考え方や基準は示されておらず、「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデル（震源域やすべり量等）も示されていなかった。なお、被告は、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託していたが、結局、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

オ 同4(2)「津波について（津波対策の指針と被告の対応）」（28頁以下）について

(ア) 同アについて

本件原発1号機が35mの丘陵をO.P.+10mに切り下げて建設されたとの点、本件原発1号機の設置許可申請に際しての当地点付近の高極潮位がO.P.+3.122m（チリ地震津波）であったことは認め、その余は、否認する。

福島の発電所立地点は海岸段丘地帯に位置し、元来の地表面はO.P.+30m程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、確固たる建屋基礎を得るための安定した地層としてはO.P.-4.0mに位置する泥岩層となっている。このため安定した基礎を得るために一定程度の掘り下げが必要であった。

なお、本件原発の主要建屋の敷地高さは、当時の知見に基づく防災的な面や地質状況と原子炉建屋の設計、経済的な評価なども総合的に考慮して設定されており、不当に低く設定されたなどというような事実はない。現に、関東以北の太平洋岸に位置する他の電気事業者が所有する原子力発電所の敷地高さと比較しても特段低く設定されているということはない。国もかかる敷地高さについて「安全性は十分確保し得るものと認める」として原子炉等規制法に基づく原子炉設置の許可をしている。

なお、建設当時はチリ地震津波が浜通り全体の既往津波の中で最も大きいというのが共通認識であった。また、浜通りの相馬以南は地形が平坦で、入江が複雑な三陸などと異なり地形に起因する津波の増幅も起きないと考えられていた。

(イ) 同イについて

1993（平成5）年7月の北海道南西沖地震津波を受けて、同年10月、通産省エネルギー庁が電事連に津波安全評価を指示し、これに対して、被告が福島第一原発に関して、上昇側でO.P.+3.5mの津波水位と想定されると報告した点は認め、その余は否認ないし争う。

被告は、1993（平成5）年10月に国から北海道南西沖地震津波を踏まえて改めて既設発電所の津波に対する安全性評価を実施するよう指示されたことを受けて、1994（平成6）年3月に福島第一及び福島第二原子力発電所の津波に対する安全性評価結果報告書を国へ提出した。

その中で被告は、発電所周辺に影響を及ぼした可能性のある既往津波を文献調査により抽出し、簡易予測式により発電所における津波水位を予測した結果、福島第一及び福島第二原子力発電所における歴史上最大の津波は昭和35年に発生したチリ地震津波であること、津波による水位の上昇・下降に対する発電所の安全性は確保されていることを報告した。

当該報告内容については、同年6月に開催された通商産業省原子力発電技術顧問会において了承を受けている。

（ウ）同ウについて

- a 第1段落について、被告が、2002（平成14）年2月に土木学会による「津波評価技術」策定を受けて、本件原発の津波想定をO.P.+5.7mに引き上げるものと評価し、保安院に報告したとの点は認められる。

なお、この土木学会策定の「津波評価技術」が、現在に至るまで国内

原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準であること²、この「津波評価技術」に基づき津波評価を行うにあたっては「波源モデル」の設定が不可欠であることに留意する必要がある。

- b 第2段落について、2002（平成14）年7月に地震本部が長期評価を発表したこと、この長期評価の中で、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が過去400年間に3回発生しており、この領域全体のどこかで同程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推定され、津波マグニチュードの規模がMt 8.2と推定されることが指摘されていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

この地震本部による長期評価は、あくまで各領域における地震発生について指摘しているに留まり、今回のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード9.0、津波マグニチュード（Mt）9.1クラスの巨大地震・巨大津波までをも想定するものではなかった。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011（平成23）年1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲な震源域の連動」は示されていない。

また、この「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震につ

² IAEA の Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)”において、IAEA 基準に適合する基準の例として参照され、国際的にも認められた評価手法でもある。

いては想定外であった。」としている。

さらに、地震本部の発表した長期評価は、現在に至るまで国内原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、どれだけの幅、長さの断層が生じるのか、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。本件地震がそうであったように、長さ 500 km、幅 200 km の範囲で、最大すべり量 50 m の断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 15. 5 m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

(エ) 同エについて

保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構が溢水勉強会を設置したこと、当該勉強会の中で想定外津波の発生により電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は行わないで、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」ものである。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば安全機器が機能を喪失するか

を検討するために、「敷地レベル+1mの津波が無限時間継続する」という現実にはあり得ない状況を仮定して電源喪失の可能性が検討されたというものであり、どの程度の想定外津波が現実に発生する可能性があるかという点について検討されたものではない（「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、これを考慮しないこととした（継続時間∞と仮定）。」（第53回安全情報検討会資料1頁「3. 検討条件」））。

このことは、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構との間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、全電源喪失の可能性が指摘されているにも拘らず、冒頭に「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載があることからも明らかである。

(オ) 同オについて

a 第1段落について、2006（平成18）年9月に新指針が策定されたこと、新指針の規定において、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」と記載されていることは認める。

新指針にいうところの「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについては、特に考え方や基準は示されておらず、また「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデルも定まっていなかった。

b 第2段落～第4段落について、原子力安全・保安院より「津波につい

ては保守性を有している土木学会手法による評価でよい。ただし、土木学会手法による評価を上回る場合、低い場所にある非常用海水ポンプについては機能喪失し炉心損傷となるため、津波に対し余裕が少ないプラントは具体的な対策を検討して対応してほしい」という要望を受けたこと、当該要望を各社上層部に伝えるようにとの話を口頭で電気事業連合会が受けていることという限りで認め、その余は否認ないし争う。

被告では、土木学会の津波評価技術に基づく評価を行い、本件原発の津波想定をO. P. + 5. 7 mに引き上げ、これについて建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し、ポンプ用モーターのかさ上げも行っていた。

なお、万一非常用ディーゼル発電機の冷却用海水ポンプが津波で冠水し機能を失ったと仮定しても、建屋敷地レベルに津波が到達しない限り、空冷の非常用ディーゼル発電機があるため全電源喪失には至らないと考えられる。

c 第5段落については、不正確であり、否認する。

正確には、2008（平成20）年に被告が佐竹論文に記載された貞観津波の波源モデルを基にして、一定の仮定の下に津波水位の試計算をしたところ、最大でO. P. + 9. 2メートルの数値を得て、被告が、2009（平成21）年8月28日及び9月7日に、原子力安全・保安院の要請で貞観津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をしたものである。その際に原子力安全・保安院に対し、貞観津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明し、その後被告が原子力安全・保安院の求めに応じて、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発で8. 6m～8. 9mになると説明したものである。

d 第6段落及び第7段落については、否認ないし争う。

カ 同4(3)ア「被告の認識」(32頁)について
争う。

キ 同4(3)イ「本件事故との関係での危険性の認識」(32頁～33頁)
について

a 第1段落については、溢水勉強会の中で想定外津波の発生により電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は行わないで、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」ものである。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば安全機器が機能を喪失するかを検討するために、「敷地レベル+1mの津波が無限時間継続する」という現実にはあり得ない状況を仮定して電源喪失の可能性が検討されたというものであり、どの程度の想定外津波が現実に発生する可能性があるかという点について検討されたものではない(「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、これを考慮しないこととした(継続時間∞と仮定)。」(第53回安全情報検討会資料1頁「3. 検討条件」))。

このことは、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構との間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、全電源喪失の可能性が指摘されているにも拘らず、冒

頭に「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載があることからも明らかである。

b 第2段落については、2006（平成18）年8月2日に、第53回安全情報検討会が開かれたこと、同検討会の資料中に「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できない」との記載自体があることは認め、その余は否認する。

上記で述べたとおり、ここに言う「敷地レベル+1m（の津波）」とは、前述のとおり実際にそのような津波が現実に発生する可能性があるかどうかの検討は行わずに、そのような津波が無限時間継続すると仮定した上で施設内の安全機器の状況を検討したものである。したがって、このような検討によって、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. +15. 5m）が発生することについての具体的な予見可能性が基礎付けられることはない。

c 第3、4段落については、2009（平成21）年6月に総合資源エネルギー調査会傘下の地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて貞観津波の存在を指摘されたことは認め、その余は否認ないし争う。

上記のとおり、2008（平成20）年に被告が佐竹論文に記載された貞観津波の波源モデルを基にして、一定の仮定の下に津波水位の試計算をしたところ、最大でO. P. +9. 2メートルの数値を得て、被告が、2009（平成21）年8月28日及び9月7日に、原子力安全・保安院の要請で貞観津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をしたものである。その際に原子力安全・保安院に対し、貞観津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明し、その後被告が原子力安全・保安院の求めに応じ

て、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発で8.6m～8.9mになると説明したものである。

また、貞観津波については、被告は2008（平成20）年10月時点で、既に産業技術総合研究所の佐竹健治氏より投稿準備中の論文について提供を受け、検討を開始している。

同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき、貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに、波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。

しかし、波源モデルの確定にまでは至っておらず、確定のためには福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要であるとされていた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、被告は、2009（平成21）年6月に、具体的な波源モデルの策定について土木学会へ審議を委託した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4m程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが、南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞観津波についても、波源の確定のためには今後のさらなる調査・研究が必要と考えたものである。

なお、貞観津波の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも今回の東北地方太平洋沖地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の連動的巨大地震であった。

このように、被告においては、土木学会に対して波源モデルの策定に係

る検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

ク 同4(3)ウ「対策先送り」(33頁~34頁)について
否認ないし争う。

被告はバックチェックルールに基づく最終報告書の提出時期を未定としていたが、これは以下の理由によるものである。

- ① バックチェックの作業開始後である2007(平成19)年7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、これを受けて同年7月20日に経済産業省から、新たに新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映することと、耐震安全性評価の実施計画の見直し結果の報告等を求める指示「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について」が出され、それへの対応が別途必要となつた。
- ② 新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確認すべき知見が新たに判明し、それらを取り纏めて原子力安全・保安院から2007(平成19)年12月27日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について」が発出され、更に2008(平成20)年9月4日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」として指示が出され、この2回の新たな指示に対応するため地質調査、解析の見直し等が必要となつた。
- ③ 地質調査にあたっては、正味の調査期間の他、調査エリアの住民の方々への説明や理解の期間、調査に必要な船舶や機器等の手配調整が必要であった。また、その調査内容は、陸域で実施する地下探査や海域で実施する海上音波探査とともに、特殊な機材を使用する調査であり、実施可能な機関が限定されていた。

④ 解析等においては、モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要となるが、すべての電気事業者が原子力安全・保安院の指示で一斉に動き出したために、対応できる技術者が不足した。

もっとも、被告としても原子力発電所の安全性を早期に示すという観点から、代表プラント（福島第一原発5号機、福島第二原発4号機）を選定して中間報告を行うこととし、2008（平成20）年3月にこれを提出している。この中間報告については、原子力安全・保安院の審議を経て、2009（平成21）年7月21日に同院より評価は妥当との見解が示された。

また、同年11月19日には、原子力安全委員会が評価の妥当性を確認し、その旨が公表されている。なお、被告は最終報告に向けて最新の海底地形データを用いて「津波評価技術」に基づく再評価を行い、その再評価結果（O. P. +5. 4m～6. 1m）に基づき本件原発についてはポンプ用モーターのシール処理対策等を講じた。

さらに、被告は、この代表プラントに係る中間報告とは別に、新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、同地震で確認された地震観測記録を用いた福島第一及び福島第二原子力発電所全プラントの主要設備に関する耐震安全性の概略評価を自主的に行い、耐震設計上重要な施設の機能が維持されることを確認することとし、その結果を2007（平成19）年9月20日に公表した。

加えて、当初代表プラントだけで実施することとしていた中間報告については、代表プラント以外のプラントについても行うこととし、2009（平成21）年4月に耐震設計上重要な施設の機能が維持されるとの内容の報告書を提出した。

5 「第5 本件事故の経過」（34頁以降）について

(1) 「1 本件事故の発生」(34頁)について

ア 同(1)「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の発生」(34頁)について
概ね認める。

イ 同(2)「本件事故に至る経過」(34頁~)について

(ア) 同ア~オについて

概ね認める。

ただし、エについて、大きな衝撃音が発生したのは、2011年3月15日6時14分頃、D/Wの圧力は同日7時20分時点で730 kPa [abs] を維持しており、正門付近のモニタリングカーでの測定値が大幅に上昇したのは同日11時25分までの間である。

また、オについて、第2段落の第2文は「14日11時01分、原子炉建屋で水素爆発が発生し、オペレーティングフロア(最上階)から上部全体とオペレーティングフロア1階下の南北の外壁が損壊した。」が正しい。

(イ) 同カについて

a 第1段落及び第2段落は、概ね認める。

b 第3段落のうち、2011年3月14日4時08分には、使用済燃料プール水温が84°Cであることが確認されたこと、3月15日9時38分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は認めるが、11時頃には既に自然に火が消えていることが確認されている。

原子炉建屋5階屋根付近の損傷が確認されたことは認めるが、大きな

衝撃音が発生したのは同年3月14日6時14分頃である。

また、16日5時45分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は否認する。そのような連絡はあったものの、結局同日6時15分時点で特に出火は確認されなかった。

c 第4段落は、概ね認める。

3号機で発生した水素が、4号機の排気管に流入した可能性がある。

ウ 同(3)「大量かつ広範な放射性物質による汚染」(38頁)について

本件事故が旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵するとの点は否認し、その余は概ね認める。

本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約1/6、汚染面積が約6%、放出距離が約1/10の規模であり、両者の間には格段の相違がある。

(2) 「2 本件事故による避難区域、警戒区域の指定等」(38頁～)について

ア 同(1)「警戒区域等の指定」(38頁～39頁)について

(ア) 第1、2段落は概ね認める。

(イ) 第3段落は、菅直人内閣総理大臣が、本件原発1号機及び2号機の格納容器で爆発が発生した場合は半径3キロメートル圏内の避難指示では不十分であるとして、2011(平成23)年3月12日5時44分に福島第一原発から半径10キロメートル圏内の住民等に対する避難指示を行ったとの点は否認し、その余は概ね認める。

2011(平成23)年3月12日5時44分に行われた本件原発から半径10キロメートル圏内の住民等に対する避難指示は、同1号機の

原子炉格納容器内の圧力が上昇しているおそれがあることを理由とするものであり、本件原発1号機及び2号機の格納容器内での爆発が想定されたことによるものではない。

(ウ) 第4段落及び第5段落は、概ね認める。

(エ) 第6段落のうち、菅総理が同年4月22日に、福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定したという点は否認し、その余は概ね認める。

福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定したのは、同年4月21日である。

イ 同(2)「多数の住民の避難」(39頁)について
概ね認める。

(3) 「3 終息宣言と警戒区域の再編」(39頁～)について

ア 同(1)「「冷温停止」宣言」(39頁～40頁)について

平成23年12月16日に政府の原子力災害対策本部において、本件原発について冷温停止状態にある旨が公表されたこと、2011(平成23)年12月15日現在で、1号機ないし3号機の圧力容器底部温度が摂氏38度から68度であったことは認め、原子力安全・保安院が「格納容器からの気体の放出を見ている。水は今後の検討」と述べたことについては不知、その余は否認ないし争う。

イ 同(2)「避難指示解除に向けた動き」(40頁～42頁)について

政府の原子力災害対策本部が、2011(平成23)年12月16日に、

警戒区域及び計画的避難区域を避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つに再編する方針を公表したこと、政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）の報告書（乙A1、以下「WG報告書」という。）記載の報告内容については認め、その余は否認ないし争う。

政府が避難指示の基準とした年間20ミリシーベルトという数値は、ICRP（国際放射線防護委員会）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものであり、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、短期被ばくの場合ですら他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとされており、20ミリシーベルト以下となると、喫煙（年間1000～2000ミリシーベルト相当）、肥満（200～500ミリシーベルト相当）、野菜不足や受動喫煙（100～200ミリシーベルト相当）よりも発がんリスクは大幅に小さいとされているところである（乙A1）。

ウ 同（3）「警戒区域再編の動き」（42頁）について

認否の限りではない。

（4）「4 被告及び国による「補償」」（43頁～48頁）について

ア 同（1）「被告」（43頁～44頁）について

（ア）第1、2段落については概ね認める。

（イ）第3、4段落については、被告が2011（平成23）年9月に作成し被害者に送付した請求書に慰謝料等の請求額が印字され、合意書の案文が示されていたこと、裏付け資料の一部について当初は原本の提示を求めていたことは認め、その余は否認する。

原告らのいう清算条項とは「上記金額の受領以降は、上記算定明細書記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません。」との記載のことを指すと思われるが、被害者に対して実際に送付する合意書にはかかる条項は設けられておらず、実際には用いられていない。

(ウ) 第5段落については、否認する。

被告は1万人以上の職員等による請求対応体制を整えて請求の受付を行い、請求書の記載方法に関する現地での説明会も度々開催するなど、損害賠償請求への対応のための諸活動を全社的に行っている。

その結果、2015（平成27）年12月4日時点の請求受付件数は、個人（自主的避難等含む。以下同じ。）が約215万9000件、法人・個人事業者が約38万2000件であり、そのうち本賠償手続において支払済みの件数は、個人が約205万6000件（支払総額約2兆8841億円）、法人・個人事業者が約32万2000件（支払総額約2兆7029億円）である。

(エ) 第6段落については、被告が2011（平成23）年11月4日に原子力損害賠償支援機構と連名で作成した特別事業計画において「被害者の方々への5つのお約束」を示したことば認め、その余は否認する。

イ 同(2)「国」(44頁～45頁)について

(ア) 第1段落及び第2段落は概ね認める。

(イ) 第3段落第1文から第3文までは認める。

(ウ) 第3段落第4文については、中間指針が本件事故による被害が広範であることを認めていることは認め、その余は争う。

(エ) 第4段落については、中間指針が政府による避難等の指示等による避難者の慰謝料額について月額10万円（避難所等の場合には12万円）と評価していることは認め、その余は否認する。

(オ) 第5段落、第6段落については、認める。

(カ) 第7段落については、原子力損害賠償紛争審査会が2011（平成23）年12月6日に中間指針追補を策定したことは認め、その余は否認する。

(キ) 第8段落については、原賠審が2012（平成24）年3月16日に第2次追補を策定したことは認め、その余は否認する。

(ク) 第9段落については、認める。

(ケ) 第10段落については、認める。

ウ 同(3) 「原子力損害賠償円滑化会議」（46頁）について
政府が迅速・円滑な被害者救済のため、円滑化会議を設置し、その事務局を資源エネルギー庁に置いたこと、円滑化会議は被告、経済産業省、文部科学省等が関与する非公開の会議であること、円滑化会議の開催経過については認め、その余は不知。

エ 同(4) 「自治体や国との協議会」（46頁～47頁）について

被告が国とともに2012（平成24）年3月以降、損害賠償基準について双葉地方町村会等の原発被害自治体と会合を行い、損害賠償基準について説明したこと、その結果、同年4月25日付けプレスリリース「避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況について」を公表したこと、その内容として避難指示区域が帰還困難区域と見直された場合に同区域の不動産を全損扱いとするというものであったこと、その後資源エネルギー庁が2012（平成24）年7月20日付けで賠償基準を示したのを受けて、被告も同月24日付けで財物賠償等の基準を示したことは認め、その余は不知。

オ 同（5）「被告の策定した損害賠償基準の問題点」（47頁～）について

（ア）同ア「被告の損害賠償基準」（47頁）について

概ね認める。

（イ）同イ「加害者が策定した賠償基準」（47頁）、同ウ「「手切れ金」とし

ての不十分な賠償」（47頁～48頁）について

否認ないし争う。

原告らは、原子力損害賠償審査会において能見会長が被告の賠償基準について「審査会の基準の中では十分詰めていないもの…について、更にいつそう踏み込んだ点がいろいろある」と発言したことをもって、被告の賠償基準を被告や国が被害者や被害自治体に押しつけたものであると主張するが、かかる能見会長の発言は、被告の賠償基準が原子力損害賠償紛争審査会の基準よりもさらに一層踏み込んだ内容になっていることを指摘して、評価するものであることは明らかであり、能見会長が同会議の席上で「私としては、審査会で示された基準よりも一層踏み込んだ内容であるので、歓迎したいと思っております。」（原賠審第27回審査会議事録）と発言していることからも明らかである。

原告らの主張は明らかな曲解に基づくものであり、失当である。

6 「第6 被告の責任」（48頁～52頁）について

いずれも争う。

本件地震は地震本部の「長期評価」によって指摘された地震や佐竹氏らによって分析された貞觀地震とは異なり、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震であり、断層のすべり量も過去の大地震とは比較にならないほど大きく、津波の規模、波高も予想を大きく超えるものであり、我が国どの地震に関する専門機関においてもこのような地震の発生を想定していなかった。

被告においても、本件原発の津波評価に必要な検討を行っていたが、最新の知見を踏まえても、本件地震の発生以前の時点で、本件原発の所在地において本件地震のような巨大地震及びこれによる巨大津波が発生することを予見することはできなかったのである。

なお、冒頭にも記載したように、本件については、被告は、原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、賠償に応じる方針である。また、原子力事故については民法上の不法行為の規定の適用はなく、原賠法3条1項の規定のみが適用されるものであるから、原告らが主張するような被告の故意・過失・予見可能性を論じることは、上記の意味で失当である。

7 「第7 本件事故による被害拡大についての被告の責任」（52頁～55頁）について

争う。

原告は、本項において、被告の責任論を展開するが、前述のとおり、被告は、

原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、賠償に応じる方針である。また、原子力事故については民法上の不法行為の規定の適用はなく、原賠法3条1項の規定のみが適用されるものであるから、原告らが主張するような責任論についての主張は、上記の意味で失当である。

8 「第8 被害実態」（55頁～92頁）について

(1) 「1 被害の全体像」（55頁～56頁）について

原告ら各人の個別的状況については不知。

(2) 「2 本件事故前における山木屋地区の概要」（56頁～58頁）について

山木屋地区についての一般的説明であるが、原告らの被告に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であるため、認否の限りでない。

(3) 「3 本件事故による山木屋地区の特徴的被害」（58頁～61頁）について

て

ア 同(1)「計画的避難地域の指定」（58頁）について
概ね認める。

イ 同(2)「放射能線量の現状」（58頁）について
知らないし争う。

ウ 同(3)「避難区域再編」（58頁～59頁）について
知らないし争う。

エ 同(4)「地域コミュニティとしての山木屋地区」(59頁)について
知らないし争う。

オ 同(5)「地域コミュニティの崩壊」(59頁～61頁)について
争う。

(4) 「4 本件事故前における相双地域の概要」(61頁～63頁)について
福島第一及び第二原子力発電所の所在する相双地域について的一般的説明
であるが、原告らの被告に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であるた
め、認否の限りでない。

(5) 「5 本件事故による放射能汚染」(63頁～64頁)について
ア 第1段落は、放射性物質が外部環境に放出されたことは認める。

イ 第2段落は、第1文は認め、第2文は記載の地図が国会事故調報告書に掲
載されていることは認める。

ウ 第3段落及び4段落については、それぞれ環境省及び文部科学省が、訴状
訂正申立書記載の発表を行ったことは認める。

(6) 「6 未曾有の広域避難」(64頁～66頁)について

ア 本文柱書については、それに続く各項目における主張の前提となるもので
あり、認否の限りではない。

イ (1) 及び (2) (64頁～66頁)について

チェルノブイリ原発事故による避難者数と、本件事故による避難指示区域内の地域からの避難者数がほぼ同等人数であるという点は認める。ただし、チェルノブイリ原発事故が発生した当時、旧ソビエト政府は、100ミリシーベルトを強制避難の基準としたのに対し（WG報告書12頁）、本件事故時、日本政府は、旧ソビエト政府基準の5分の1の20ミリシーベルトという厳格な避難基準を採用したために、チェルノブイリ原発事故に比して、避難者数が増えたものである。

原告ら各人の個別的状況については不知。

（7）「7 人への放射能汚染」（66頁～70頁）について

ア 本文柱書について（66頁）

本文柱書については、それに続く各項目における主張の前提となるものであり、認否の限りではない。

イ 「(1) 放射線の人体影響」（66頁～67頁）について

低線量被ばく者の発がんであっても放射線被ばくの影響を無視できないとの点は否認ないし争う。

低線量被ばくによる健康影響については、広島・長崎での原子爆弾による短時間での放射線被ばくに関する半世紀以上の疫学調査を始めとする研究成果に基づき、国連科学委員会（UNSCEAR）を始めとする国際機関において科学的・医学的な観点から検討が重ねられ、一定の国際的な合意形成・検討が重ねられている。

すなわち、原子爆弾等による短時間での放射線被ばくでも、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量では他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。さらに、このような短期被ばくと比較し

て、長期被ばく（低線量被ばくの継続により積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくすること）の場合には、より健康影響が低いとされている（なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。）。

WG報告書においても、参考までに発がんリスクの高い行動を線量に置き換えてみると、例えば喫煙は年間1000～2000ミリシーベルト、肥満は200～500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙は100～200ミリシーベルトのリスクと同等とされている。

ウ 「(2) 人の被ばく」(67頁～70頁)について

(ア) ア～エについて

否認ないし争う。

放射線被ばくによる人体への健康影響については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置されたWGの場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめたものが、WG報告書として公表されている。このWG報告書によれば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理されている。

- ・ 現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている（同4頁）。
- ・ この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計1

100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同4～5頁）。

・ 年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い（同9～10頁）。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレット（乙A2）にも、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」、「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解説が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」「東京～ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）」とされている。

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている（乙A3、2011（平成23）年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」）。

これは、ICRPが本件事故後の2011（平成23）年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv／年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

また、WG報告書や、経済産業省が2013（平成25）年3月付けて公表した「年間20ミリシーベルトの基準について」（以下「経産省20mSv基準リーフレット」という。）によれば、警戒区域及び計画的避難区域の妊婦・子どもを中心に実施されたホールボディカウンター検査では、対象者の99.9%以上が預託実効線量 年間1ミリシーベルト未満、最大でも年間3.5ミリシーベルトであり、上記の科学的知見に照らしても、健康に影響が及ぶ程度の被ばくは確認されていない。

（イ）オについて

原告ら各人の個別の状況については不知。

（8）「8 産業への影響」（70頁～）～「10 本件被害の特質」（～92頁）

について

原告ら各人の個別の状況については不知。

9 「第9 損害」について

（1）「1 被侵害利益」（93頁～97頁）について

被侵害利益の性質に関する総論的説明であるが、原告ら各人の個別的状況について知る。

(2) 「2 損害把握の方法（不法行為法の目的に関連して）」（97頁～98頁）について

不法行為法の目的が、不法行為がなかったならばあったはずの状態への回復（原状回復）にあるとの点は特に争わないが、その余は争う。

(3) 「3 本件訴訟で請求する損害」（98頁～99頁）について争う。

(4) 「4 避難生活に伴う慰謝料」（99頁～102頁）について争う。

原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針は、生活費増加分を合わせて本件事故発生から6か月間は一人月額10万円（避難所等において避難生活をした期間は12万円）、7か月～12か月の間は一人月額5万円としており（乙A4・18頁）、被告では、避難等対象者の方々に対しては、現時点において一人月額10万円（平成24年5月までの間で避難所等において避難生活をした期間は12万円）の慰謝料（生活費の増分を含む。）をお支払いしている。

(5) 「5 コミュニティを喪失したことの損害」（102頁～107頁）について争う。

(6) 「6 財物－生活の基盤－を喪失したことの損害」（107頁～111頁）について

(ア) 「(1) 基本的な考え方」のうち、本件事故による居住用不動産の侵害に

対し、移転先での生活基盤の再取得価額が賠償されなければならないとの点は争う。

居住用不動産に係る財物賠償としては、中間指針にも記載されているとおり、本件事故に起因する当該不動産の客観的価値喪失分ないし毀損分が賠償の対象となる。

なお、被告としては、被告準備書面（11）で詳述したとおり、中間指針第四次追補の対象となる原告らに対し、財物損害とは別途「追加的費用」として住居確保損害の賠償を行っている。

（イ）「（2）居住用不動産（宅地及び居宅）にかかる損害」について

原告らが居住用不動産（宅地及び居宅）にかかる損害について、訴状訂正申立書の損害請求項目からひとまず外した上で、追って請求するとした経緯については、認否の限りでない。

（ウ）「（3）家財道具にかかる損害」は、個別の立証を待つて改めて認否する。

なお、被告の策定した基準における賠償額は以下のとおりである。

世帯構成 居住されて いた場所	単身世帯の場合 (定額)	複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じ た加算額)		
		世 帯 基 礎 額	加算額	
学生	大人1名 あたり		子供1名 あたり	
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円 40万円

居住制限区域	245 万 円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除					
準備区域					

10 「第10 原告らの損害」（110頁）について

原告ら各人の個別的状況については不知。損害額は争う。

11 「第11 結語」（110頁）について

争う。

第4 今後の進行について

被告としては、本準備書面第1において主張したとおり、本件審理については原賠法に基づく被告の責任に関して、本件事故と原告らの損害との間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して審理が行われることを希望する。

また、被告としての各原告らの請求に対する個別の認否は、原告らの個別の事情（本件事故時における生活の本拠としての住居の所在地、年齢等）に係る個別立証を踏まえて、別途行う。

以上